

令和2年6月1日
(令和2年8月3日改正)

取引業者各位

新潟県立がんセンター新潟病院
病院長 佐藤 信昭

新型コロナウイルス感染防止に係る業者訪問の制限について

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月25日に全都道府県の緊急事態宣言が解除されたところですが、東京都をはじめ新規感染者数が増加傾向にあります。

このような状況から、院内感染を防止するため、引き続き、関係業者の訪問を下記のとおり制限させていただきます。

ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 基本的な考え方

- ・ 物品の納品、機器・設備・建物の修理など病院作業が必要な業務については、来院していただきます。
- ・ 打ち合わせ、情報提供など必ずしも対面による対応が必要でない業務については、極力、メールやオンラインミーティングなどにより行うようお願いいたします。
特に、営業やあいさつ回りによる来院は、極力控えるようお願い致します。

2 訪問の制限について

上記1に関わらず、次のいずれかに該当する方は訪問をご遠慮ください。

- ・ 発熱、呼吸器症状、その他新型コロナウイルスの感染を疑う症状のある方
- ・ 2週間以内に新型コロナウイルス感染症患者、または疑いがある患者との接触のある方
- ・ 2週間以内に海外渡航歴のある方
- ・ 2週間以内に制限対象地域（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道、**静岡県**、**岐阜県**、愛知県、大阪府、兵庫県、京都府、福岡県、**熊本県**、**宮崎県**、**沖縄県**）に移動・滞在した方。

ただし、当院から訪問を依頼された場合はこの限りではありません。

3 訪問時の対応

- ・ 訪問される際は、手指衛生・マスクの着用など感染防止対策に十分ご注意ください。
- ・ 訪問時は該当部署にて来院記録表に、所属、氏名、用件等をご記入ください。
休日夜間につきましては夜間受付窓口にてご記入ください。（物品納品業者様につきましては、別途担当者の指示に従ってください。）

4 その他

この取扱いについては、状況に応じて変更する可能性があります。当院ホームページに最新の情報を掲載しますのでご確認ください。